

議案第38号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成15年5月19日

三朝町長 吉田秀光

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成15年3月31日

三朝町長 吉田秀光

平成15年5月19日 原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第14号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（移動項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（移動後項及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

欄 (B)~(D)

欄 (B)~(D)

欄 (E)~(I)

欄 (E)~(I)

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
<p>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合計額が<u>8万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>8万円</u>とする。</p>	<p>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合計額が<u>7万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>7万円</u>とする。</p>
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
<p>第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円）並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>8万円</u>を超える場合には、<u>8万円</u>）の合算額とする。</p>	<p>第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円）並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>7万円</u>を超える場合には、<u>7万円</u>）の合算額とする。</p>
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
2及び3 略	2及び3 略

(国民健康保険税に関する申告)

第 14 条 国民健康保険税の納税義務者は、
4 月 15 日まで (国民健康保険税の賦課期
日後に納税義務が発生した者は、当該納
税義務が発生した日から 15 日以内) に、
当該納税義務者及びその世帯に属する被
保険者の所得その他町長が必要と認める
事項を記載した申告書を町長に提出しな
ければならない。ただし、当該納税義務
者及びその世帯に属する被保険者の前年
中の所得につき法第 317 条の 2 第 1 項の
申告書が町長に提出されている場合又は
当該納税義務者及びその世帯に属する被
保険者が同項ただし書

に規定する者 (同
項ただし書の条例で定める者を除く。) で
ある場合においては、この限りでない。

附 則

1～7 略

(先物取引 に係る雑所得等に係る国
民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康
保険の被保険者が法附則第 35 条の 4 第 1
項の事業所得又は雑所得を有する場合に
おける第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定
の適用については、第 3 条第 1 項中「及
び山林所得金額」とあるのは「及び山林
所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 1

(国民健康保険税に関する申告)

第 14 条 国民健康保険税の納税義務者は、
4 月 15 日まで (国民健康保険税の賦課期
日後に納税義務が発生した者は、当該納
税義務が発生した日から 15 日以内) に、
当該納税義務者及びその世帯に属する被
保険者の所得その他町長が必要と認める
事項を記載した申告書を町長に提出しな
ければならない。ただし、当該納税義務
者及びその世帯に属する被保険者の前年
中の所得につき法第 317 条の 2 第 1 項の
申告書が町長に提出されている場合 (法
第 317 条の 2 第 1 項

ただし書 (法附則第 35 条の
2 の 4 第 2 項の規定により読み替えて適
用される場合を含む。) の規定により当該
申告書を提出する義務がない場合を含む
。) においては、この限りでない。

附 則

1～7 略

(商品先物取引に係る雑所得等に係る国
民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康
保険の被保険者が法附則第 35 条の 4 第 1
項の事業所得又は雑所得を有する場合に
おける第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定
の適用については、第 3 条第 1 項中「及
び山林所得金額」とあるのは「及び山林
所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 1

項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第13条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、第13条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4の2第1項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

10 略

項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、第13条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と

する。

9 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は平成16年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条及び第13条の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第8項及び第9項の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4 改正前の三朝町国民健康保険税条例第14条の規定は、平成16年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。